

原子力災害に係る広域避難ガイドライン

平成26年3月

関西広域連合 広域防災局

<目 次>

はじめに	1
避難元と避難先のマッチング	4
防護措置の判断基準	7
広域避難の実施判断と情報連絡	11
広域避難の実施	15
避難所と避難者支援	22
避難行動要支援者の広域避難	26
おわりに	27
避難元・避難先マッチング(避難所レベル)	29
(参考資料)	
参考1 避難元・避難先の全体像	78
参考2 主な避難経路図	80
参考3 地域防災計画における広域一時滞在に関する規定の記載例	81
参考4 原子力災害に係る広域避難の検討経緯	89

はじめに

1 本ガイドラインの趣旨・目的

- 福井県の嶺南地域には 15 基（下表）の原子力施設が立地し、全国的にも稀な原子力施設集中地域となっている。これら原子力施設の UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）は、福井、滋賀、京都 3 府県にまたがり、地域内には約 52 万人の住民が居住している。万一原子力災害が発生した場合は、これら住民の円滑な避難が求められる。

【福井県嶺南地域に立地する原子力施設】

事業者名	施設名	所在地	設備	炉型
関西電力(株)	美浜発電所	福井県美浜町丹生	1号	加圧水型軽水炉 (PWR)
			2号	"
			3号	"
	高浜発電所	福井県高浜町田ノ浦	1号	加圧水型軽水炉 (PWR)
			2号	"
			3号	"
			4号	"
	大飯発電所	福井県おおい町大島	1号	加圧水型軽水炉 (PWR)
			2号	"
			3号	"
			4号	"
	日本原子力発電(株)	敦賀発電所	福井県敦賀市明神町	1号
2号				加圧水型軽水炉 (PWR)
(独法)日本原子力研究開発機構	高速増殖炉研究開発センター(もんじゅ)	福井県敦賀市白木	-	高速増殖炉 (FBR)
	原子炉廃止措置研究開発センター(ふげん)	福井県敦賀市明神町	-	新型転換炉 (ATR)

- UPZ を含む府県・市町は、防災基本計画により、あらかじめ広域避難計画を策定することとされている。広域避難計画の策定に当たっては、各府県・市町とも、どのような原子力災害が発生しても域内住民が円滑に避難できるよう、UPZ 全体で避難が必要となる規模の災害を想定し、複数の避難先を確保することとしている。
- このうち、府県域を越える避難（以下「広域避難」という。）については、避難元府県から関西広域連合（以下「広域連合」という。）への受入要請（福井県は兵庫県へ受入れを要請）に基づき、広域連合において調整を行い^()、福井県の一部、滋賀県、京都府の約 25 万人について、広域連合構成団体で受入れを行うこととした。

【避難元が計画する避難先の概要】 人口は市町ごとに 100 人未満を四捨五入したものを集計。

避難元		UPZ内人口(人)	第1避難先(府県内)	第2避難先(府県外)
福井県	嶺北	193,100	福井県内	石川県(鯖江市、越前市のみ)
	嶺南東部	78,700		奈良県(敦賀市のみ)
	嶺南西部	66,900		兵庫県
滋賀県	57,600	滋賀県内	大阪府	
京都府	128,800	京都府内	兵庫県、徳島県	
計		525,100		

計 253,000 人
府外避難を計画しない
京都市 300 人を除く。

- 本ガイドラインは、関西防災・減災プラン原子力災害対策編に基づき、万一の際に広域連合構成団体を避難先とする広域避難が円滑に行われるよう、広域連合が連携県、

国、原子力事業者、その他関係機関と連携し、避難元と避難先のマッチング、情報連絡体制、広域避難の実施方針及び避難所運営方針等を定めるものである。これにより、避難元府県・市町の広域避難計画策定を支援するとともに、避難先府県・市町村の地域防災計画に広域避難の受入れを反映させ、関係府県全体の計画の整合を図る。

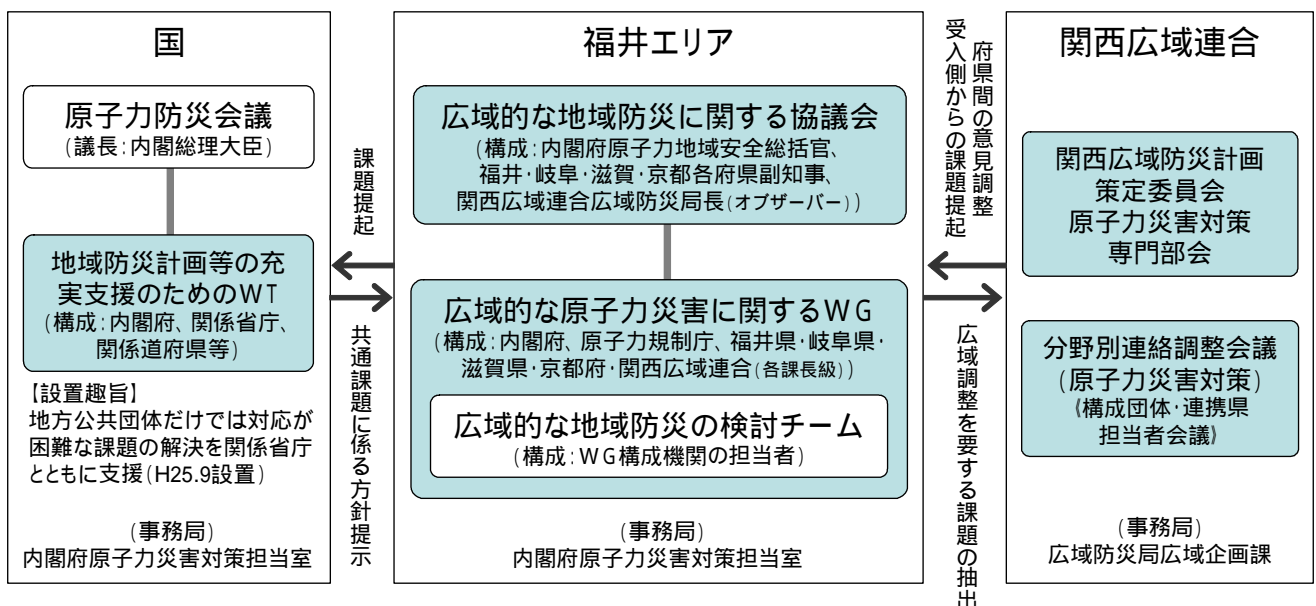
広域連合（広域防災事務）構成団体は、滋賀、京都、大阪、兵庫、和歌山、徳島2府4県と京都、大阪、堺、神戸4政令市であり、福井、三重、奈良、鳥取4県は「連携県」と位置付けられている。一方、福井、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、徳島2府7県と関西広域連合は「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」を締結している。

福井県から兵庫県への広域避難の受入要請に対して、広域連合広域防災局（事務局：兵庫県）において、本協定に基づき、滋賀県、京都府と併せて3府県全体の広域避難の受入調整を行った（福井県から奈良県への広域避難については、両県が個別に調整を行っていることから、本ガイドラインの対象外となる。）。

2 検討体制

- ・ 一般災害とは異なり、原子力災害発生時には、国が避難等の実施判断を行うこととなっているため、広域避難の検討に当たっても、国の積極的な関与を得る必要がある。
- ・ このため、本ガイドラインの内容については、広域連合として、構成団体・連携県や有識者と協議するとともに、国が設置した福井エリアにおける「広域的な地域防災に関する協議会」の下に設置された「広域的な原子力災害に関するWG」及び同WGの下に設置された「広域的な地域防災の検討チーム」において検討を重ねてきた。
- ・ 本ガイドラインは、上記の検討の場において国、避難元府県、広域連合の間で認識の共有化が図られた事項を基本としつつ、広域連合として、広域避難を円滑に実施するためには、避難先の地域の理解を得ることが必須との観点から、広域避難を受け入れる側の課題についても慎重に検討を行い、避難元と避難先の共通の理解の下に取りまとめるものである。

【広域避難の検討体制】



2 前提となる災害の想定

- 原子力災害については、どの施設で事故が発生するか、どの程度の放射性物質が環境中に放出されるか、放出された放射性物質が事故時の気象条件や地形の影響でどの範囲に拡散するか等、様々な場合が考えられるため、事前の想定が困難である。
- このため、国の原子力災害対策指針では、原子力施設から概ね 30km 圏を UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）と定め、事前の対策を講じておくこととしている。
- 本ガイドラインでは、どの原子力施設で事故が発生しても UPZ 内の住民等が円滑に避難できるようにするため、あらかじめ UPZ 内の全体で避難が必要となる災害を想定し、広域避難の実施計画を定めた。

【参考】原子力災害対策重点区域（原子力災害対策指針より）

区 域	原子力施設からの距離	定 義
予防的防護措置を準備する区域 (PAZ: Precautionary Action Zone)	概ね 5 km	急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響 ^(注1) 等を回避するため、EAL に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域
緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ: Urgent Protective Action Planning Zone)	概ね 30 km	確率的影響 ^(注2) のリスクを最小限に抑えるため、EAL、OIL に基づき、緊急時防護措置を準備する区域
ブルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域 (PPA: Plume Protection Planning Area)		<p>PPA の具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の判断の考え方については、以下を踏まえて、原子力規制委員会において、国際的議論の経過を踏まえつつ検討し、原子力災害対策指針に記載することとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> UPZ 外においても、ブルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定される。つまり、UPZ の目安である 30km の範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置が必要となる場合がある。 ブルーム通過時の防護措置としては、主に放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避や安定ヨウ素剤の服用など、状況に応じた追加の防護措置を講じる必要が生じる場合もある。 ブルームについては、空間放射線量率の測定だけでは通過時しか把握できず、その到達以前に防護措置を講じることは困難であるため、放射性物質が放出される前に原子力施設の状況に応じて、UPZ 外においても防護措置の実施の準備が必要となる場合がある。

(注1) 低線量の放射線では影響のないことがはっきりしており、ある線量(しきい値)以上になると影響が出る。受ける線量が多くなるに従って症状が重くなる。

(注2) 必ず影響が出るというのではなく、受ける線量が多くなるほど影響の出る確率が高まる。しきい値がない(どんなに低線量でもそれなりの影響がある)と仮定されている。線量が多いからといって症状が重くなるものではない。

避難元と避難先のマッチング

1 避難元地域

- ・ 広域連合構成団体で受入れを行う避難元地域の市町と UPZ 内の人口、このうち全面緊急事態に至った時点で即時避難が必要となる PAZ（予防的防護措置を準備する区域：原子力施設から概ね 5km 圏）内の人口は下表のとおりである。

【広域連合構成団体で受入れを行う避難元地域とその人口】

府県名	市町名	UPZ内	うちPAZ内	府県名	市町名	UPZ内	うちPAZ内
福井県 (4市町)	小浜市	31,100	100	京都府 (7市町)	福知山市	600	0
	高浜町	11,000	5,500		舞鶴市	89,000	100
	おおい町	8,700	800		綾部市	9,300	0
	若狭町	16,100	0		宮津市	20,300	0
	計	66,900	6,400		南丹市	4,200	0
滋賀県 (2市)	長浜市	27,600	0		京丹波町	3,500	0
	高島市	30,000	0		伊根町	1,600	0
	計	57,600	0	計	128,500	100	
				3府県(13市町)計		253,000	6,500

- ・ また、原子力施設（もんじゅ及びふげんを除く。）別の UPZ 内人口、PAZ 内人口は下表のとおりである。このうち原子力災害発生時に実際に避難する地域となるのは、国による避難の指示において避難対象区域として特定された地域である。

【広域連合構成団体で受入れを行う避難元地域とその人口（原子力施設別）】

		高浜発電所		大飯発電所		美浜発電所		敦賀発電所	
		UPZ内	うちPAZ内	UPZ内	うちPAZ内	UPZ内	うちPAZ内	UPZ内	うちPAZ内
福井県	小浜市	31,100	-	31,100	100	17,400	-	400	-
	高浜町	11,000	5,500	11,000	-	-	-	-	-
	おおい町	8,700	-	8,700	800	-	-	-	-
	若狭町	4,100	-	16,100	-	16,100	-	10,200	-
滋賀県	長浜市	-	-	-	-	27,600	-	27,600	-
	高島市	0	-	600	-	29,400	-	22,000	-
京都府	福知山市	600	-	-	-	-	-	-	-
	舞鶴市	88,900	100	83,700	-	-	-	-	-
	綾部市	9,300	-	1,900	-	-	-	-	-
	宮津市	20,200	-	-	-	-	-	-	-
	南丹市	4,200	-	3,800	-	-	-	-	-
	京丹波町	3,500	-	300	-	-	-	-	-
	伊根町	1,600	-	-	-	-	-	-	-
計		183,200	5,600	157,200	900	90,500	0	60,200	0

いずれの表も単位は人。また、人口は 100 人未満を四捨五入。

2 避難先の地域

- ・ 下記の調整方針により行った避難元市町と避難先市町村のマッチング結果は下表のとおりである。避難元市町の地区別ごとの避難経路・避難中継所を含めた避難先市町村の避難所レベルの詳細なマッチング結果は巻末に示す。

【避難元市町・避難先市町村マッチング結果】

人口は100人未満を四捨五入。

避難元府県	避難元市町	対象人口 (人)	避難先		
			府県	地域	市町村
福井県 (嶺南西部) 1市3町 66,900人	小浜市	31,100	兵庫県 (4市5町)	中播磨	姫路市、市川町、福崎町、神河町
	高浜町	11,000		但馬	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
	おおい町	8,700	同(2市1町)	阪神北	宝塚市、三田市、猪名川町
	若狭町	16,100	同(2市)	阪神北	伊丹市、川西市
				北播磨	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町
(嶺南東部) 敦賀市	(68,300)	奈良県	丹波	篠山市、丹波市	
滋賀県 2市 57,600人	長浜市	27,600	大阪府 (19市6町1村)	大阪市	
				泉北	堺市、和泉市、高石市、泉大津市、忠岡町
				中河内	八尾市、東大阪市、柏原市
				南河内	松原市、藤井寺市、羽曳野市、河内長野市、富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
				泉南	岸和田市、泉佐野市、貝塚市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町
	高島市	30,000	同(15市3町)	大阪市(再掲)	
				豊能	豊能町、能勢町、池田市、豊中市、箕面市
				三島	吹田市、高槻市、茨木市、島本町、摂津市
				北河内	枚方市、守口市、門真市、寝屋川市、大東市、四條畷市、交野市
				和歌山県	予備枠
京都府 5市2町 128,500人	福知山市	600	兵庫県(1町)	西播磨	上郡町
	舞鶴市	89,000	同(4市)	神戸市	
				阪神南	尼崎市、西宮市
				淡路	淡路市
	綾部市	9,300	徳島県 (1市2町)	鳴門市、松茂町、北島町	
				兵庫県 (4市2町)	西播磨
	宮津市	20,300	同(3市)	東播磨	明石市、加古川市、高砂市
	南丹市	4,200	同(2市)	淡路	洲本市、南あわじ市
	京丹波町	3,500	同(1市)	阪神南	芦屋市
	伊根町	1,600	同(2町)	東播磨	稲美町、播磨町
			徳島県	予備枠	
計(避難元市町数計8市5町)	253,000	避難先市町村数計63市23町1村 予備枠を除く。 (内訳)大阪府33市9町1村(全市町村)、兵庫県29市12町(全市町)、徳島県1市2町			

注

(注) 福井県嶺南東部 奈良県のマッチングは、福井県が奈良県と直接協議して調整。本表では関西圏域への広域避難の全体像を示すため参考として掲載(計には入れていない。)

【広域連合における広域避難先の調整方針】

カウンターパート方式で支援する。

(カウンターパート設定)

被災府県	主たる応援府県
福井県	兵庫県
滋賀県	大阪府(幹事)、和歌山県 (必要に応じ、三重県、奈良県に協力を求める。)
京都府	兵庫県(幹事)、徳島県 (必要に応じ、鳥取県に協力を求める。)

応援府県の管内の政令市は同一の被災府県の支援を行う。

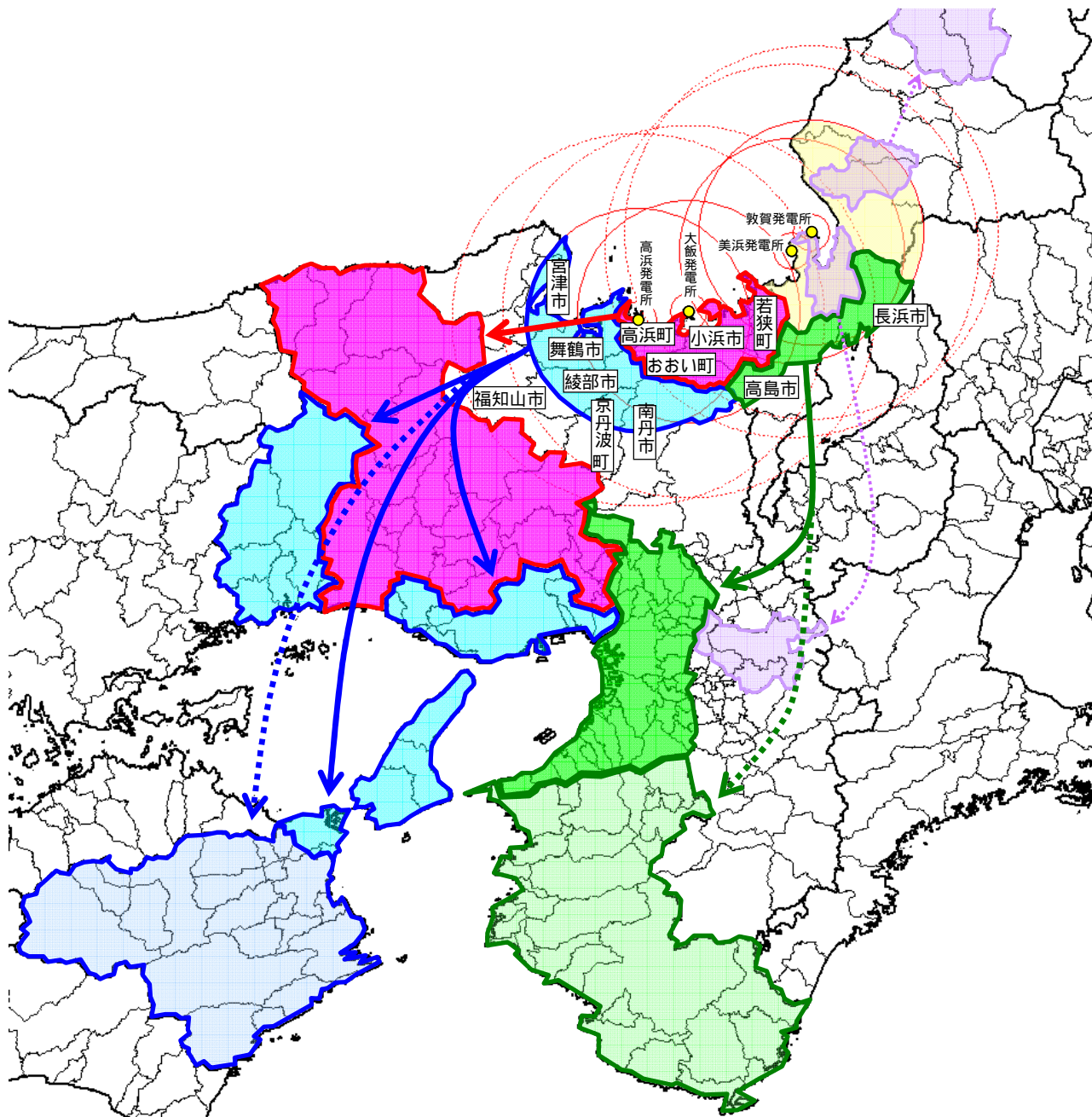
避難先は、UPZ(概ね30km圏)外を基本とする。

今後、原子力災害対策指針にPPA(ブルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する区域)が導入され、UPZ外でも避難の準備が必要になった場合は、改めて検討する。

避難元府県・市町の避難先についての希望をできる限り尊重する。

福井県、滋賀県、京都府は、他府県の避難先としては想定しない。
最短の避難経路を前提として避難に要する時間距離が、全体として可能な限り短くなるよう努める。

【避難元及び広域避難（府県外避難）先の全体像】



防護措置の判断基準

- ・ 広域避難を含む避難等の防護措置の判断基準は、国の原子力災害対策指針に定められている。防護措置の判断基準と各防護措置の実施フローは以下のとおりである。

1 防護措置の判断基準（原子力災害対策指針より）

名称	摘要
(1) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル (EAL: Emergency Action Level)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急事態の初期対応段階の防護措置の基準 ・ 原子力施設の状況に応じて対応〔警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3区分を設定〕
(2) 運用上の介入レベル (OIL: Operational Intervention Level)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放射性物質の放出後の防護措置の基準 ・ 緊急時モニタリングの結果（空間放射線量率等）に応じて対応〔OIL1,2,4,6及び飲食物に係るスクリーニング基準の5区分を設定〕

(1) 緊急事態区分及びEAL

加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

区分	EAL（緊急時活動レベル）	防護措置の概要
警戒事態	<p>原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</p> <p>原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</p> <p>原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>原子炉の停止中に1つの残留熱除去系ポンプの機能が喪失すること。</p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>当該原子炉施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>当該原子炉施設等立地道府県において、大津波警報が発令された場合。</p> <p>わサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>
施設敷地緊急事態	<p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。</p> <p>非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p>	

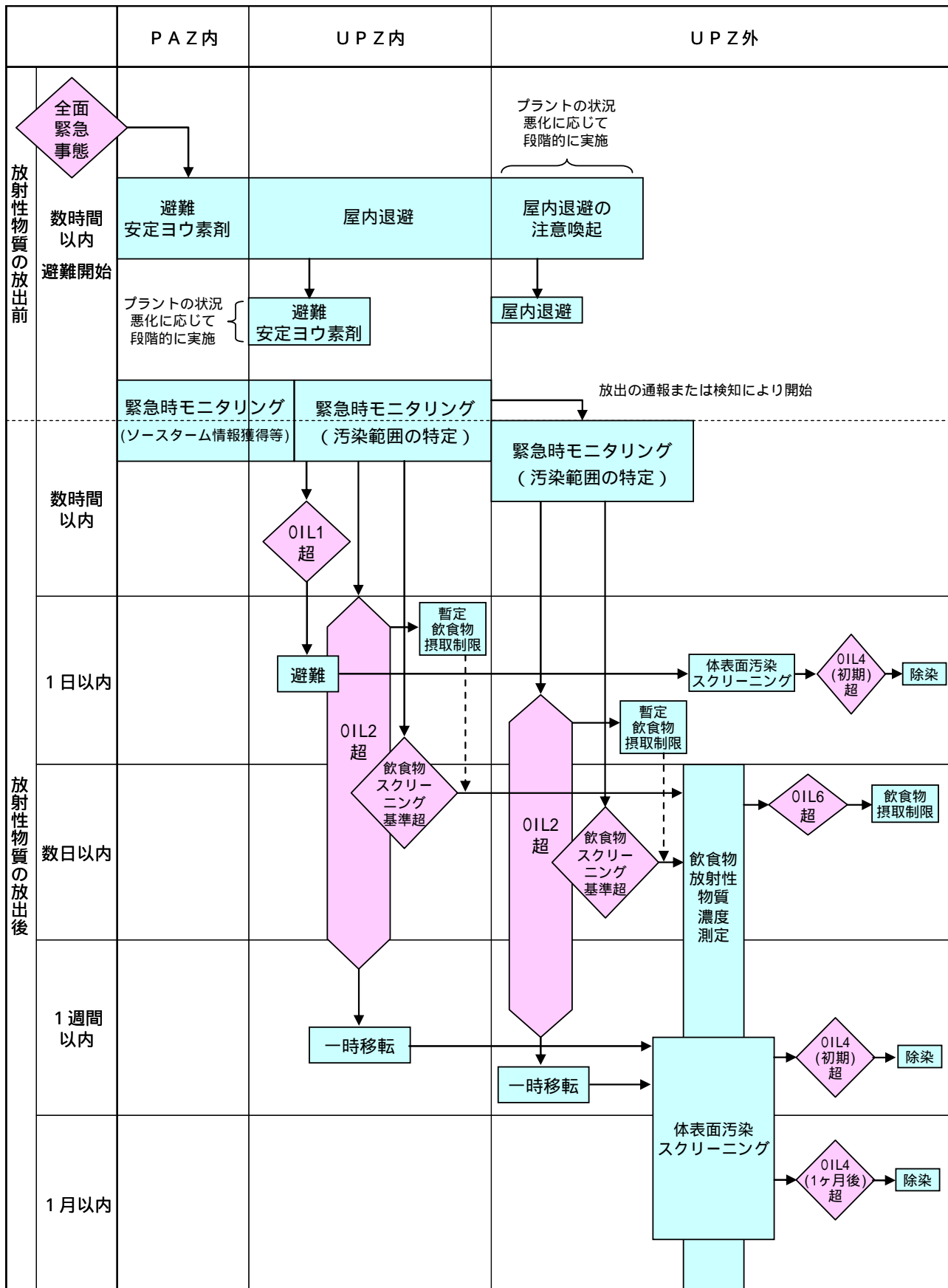
<p>施設敷地緊急事態</p>	<p>原子炉の停止中に全ての残留熱除去系ポンプの機能が喪失すること。 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>PAZ 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>
<p>全面緊急事態</p>	<p>原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>PAZ 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

(2) O I L と防護措置の概要

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ¹			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μSv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ²)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	線：40,000cpm ³ (皮膚から数 cm での検出器の計数率) 線：13,000cpm ⁴ 【1 か月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)			避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ⁵ の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μSv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ²)			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ⁹	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき区域を特定する際の基準	0.5 μSv/h ⁶ (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ²)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ⁷	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ⁸	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

- 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。
- 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- 我が国において広く用いられている 線の入射窓面積が 20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- 3と同様、表面汚染密度は約 40 Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。
- 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG-2 における OIL6 値を参考として数値を設定する。
- 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- IAEA では、OIL6 に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準である OIL3、その測定のためのスクリーニング基準である OIL5 が設定されている。ただし、OIL3 については、IAEA の現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5 については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

2 防護措置実施フロー（原子力災害対策指針より）



これらの事態は、ここに示されている区分の順序のとおりには発生するものではなく、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに留意すべきである。

広域避難の実施判断と情報連絡

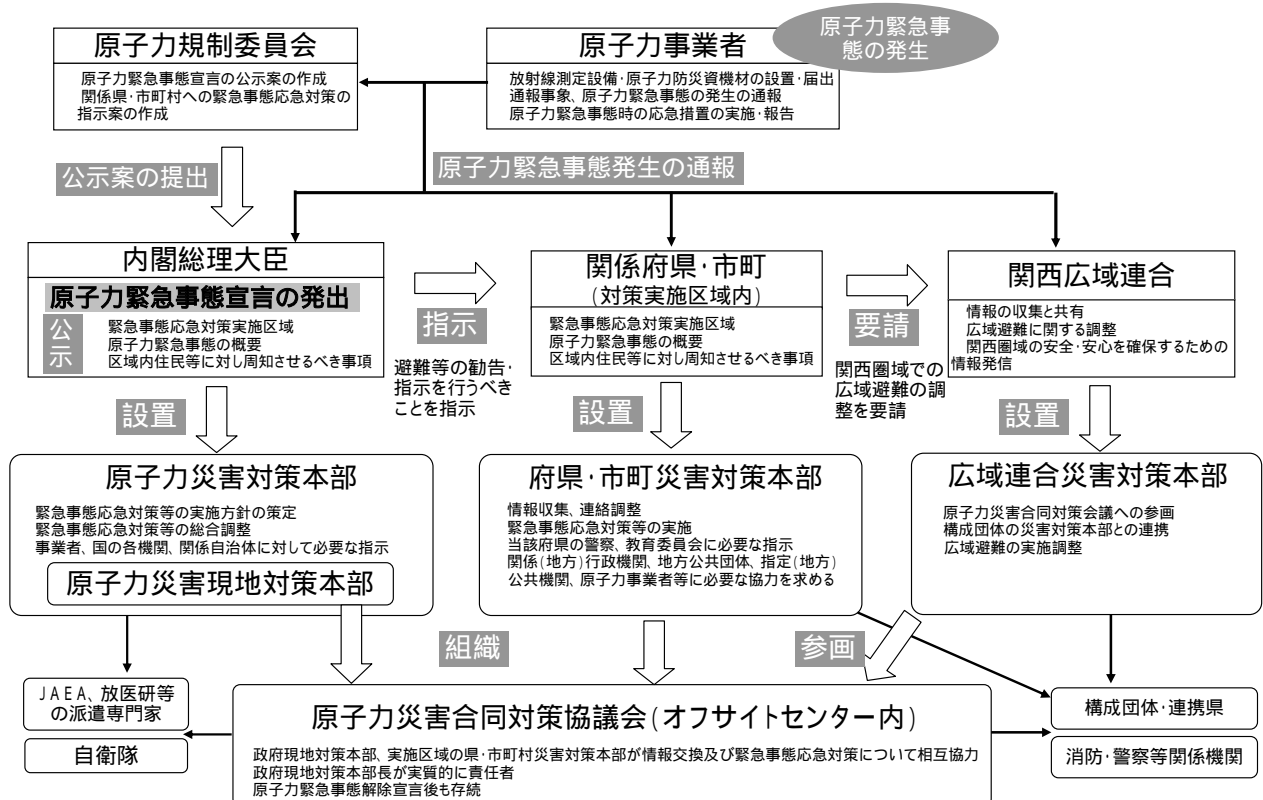
1 広域避難の実施判断

- ・ 広域避難は、防護措置の判断基準（EAL 及び OIL）に基づく国（原子力災害対策本部）から関係地方公共団体への指示¹により、計画的・段階的に実施される。
- ・ まず、PAZ 内については、EAL により、施設敷地緊急事態に至った時点で、国が原則として避難行動要支援者の避難の実施を要請し、全面緊急事態に至った時点で、国が原則として全住民の避難の即時実施を指示する。
- ・ 次に、UPZ 内については、緊急時モニタリングが行われ、OIL2 を超える結果が測定された場合は、国が1日以内を目途に避難対象区域を特定し、1週間程度内の避難³の実施を指示する。また、OIL1 を超える結果が測定された場合は、国が数時間以内を目途に避難対象区域を特定し、避難（移動が困難な者の一時屋内待避を含む。）の実施を指示する。
- ・ なお、国による避難等の指示は、原則として、あらかじめ設定された避難等の実施単位（小学校区等）に基づいて発出される。

1：原子力災害対策特別措置法第15条第3項では、内閣総理大臣は、原子力緊急事態応急対策の実施区域を管轄する市町村長及び府県知事に対し、避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことを指示するものとされている。

2：原子力災害対策指針では、OIL2 を超える結果が測定された場合の措置を「一時移転」とし、「避難」と区別しているが、いずれも当該区域からの立退きが指示される点で変わりはないので、本ガイドラインでは、いずれの場合も「避難」と表記する。

（参考）原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策の実施体制



緊急事態応急対策（広域避難）の実施

2 広域避難を実施する場合の情報連絡

(1) 国

- ・ 国は、原子力災害発生時に避難等の防護措置の実施を判断し、地方公共団体に必要な勧告・指示を行う。
- ・ 原子力災害対策指針では、原子力規制委員会が、施設の状況や緊急時モニタリング結果を踏まえ、気象予測や大気中拡散予測の結果等も参考にして、EAL及びOILに基づき必要となる防護措置の実施判断を行った上で、避難が必要な場合は、国の原子力災害対策本部が、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮した避難指示を、地方公共団体を通じて住民等に混乱がないよう適切かつ明確に伝えることとされている。
- ・ 避難措置を円滑に実施するため、国は、避難指示を行うに当たり、地方公共団体・住民等に対し、避難指示を行う理由、避難完了の期限、国による支援措置の内容等を合わせて示す。

(2) 避難元府県・市町

- ・ 避難元府県・市町は、国から避難指示があった場合は、事態の進展、緊急時モニタリングの結果等を考慮して、広域避難の必要性を速やかに判断する。
避難計画どおり避難できる場合（避難先府県内及びカウンターパート設定において同一府県を応援することになっている府県内の調整を含む。以下同じ。）
- ・ 避難元府県は、避難元市町と協議し、本ガイドラインに基づく避難計画で定める避難先府県への避難が必要と判断したときは、当該府県に広域避難の受入れを要請するとともに、その旨を広域連合に連絡する。
- ・ 避難元府県は、避難計画で定める避難先府県から(3)により受入れの割当てを見直す旨の連絡を受けたときは、それに基づき広域避難を実施する。
避難計画どおり避難できない場合
- ・ 避難元府県は、避難計画で定める避難先府県から、(3)により必要な調整を行っても自府県内又はカウンターパート設定において同一府県を応援することになっている府県内で受入れの一部又は全部ができない旨の連絡を受けたときは、広域連合に対し、その受入れができない部分についての受入れの調整を要請する。

(3) 避難先府県・市町村

避難計画どおり避難できる場合

- ・ 避難元府県から避難の受入れの要請を受けた府県は、管内市町村と連携し、速やかに広域避難の受入れを行う。
- ・ 避難元府県から避難の受入れの要請を受けた府県は、管内市町村が被災等のやむを得ない事情により事前に定めた人数の受入れができない場合は、管内市町村及びカウンターパート設定において同一府県を応援することになっている府県と調整を行い、避難元府県の意見も聴取して受入れの割当てを見直す。

避難計画どおり避難できない場合

- ・ 避難元府県から避難の受入れの要請を受けた府県は、(3)の調整を行っても管内市町村又はカウンターパート設定において同一府県を応援することになっている府県内で受入れができないときは、その旨を避難元府県及び広域連合に連絡する。

- ・ 構成府県・連携県は、(4) により広域連合から広域避難の受入可能人数・施設等の照会があったときは、速やかにこれに回答するとともに、広域連合の受入調整結果に基づき、管内市町村と連携し、広域避難の受入れを行う。

(4) 広域連合

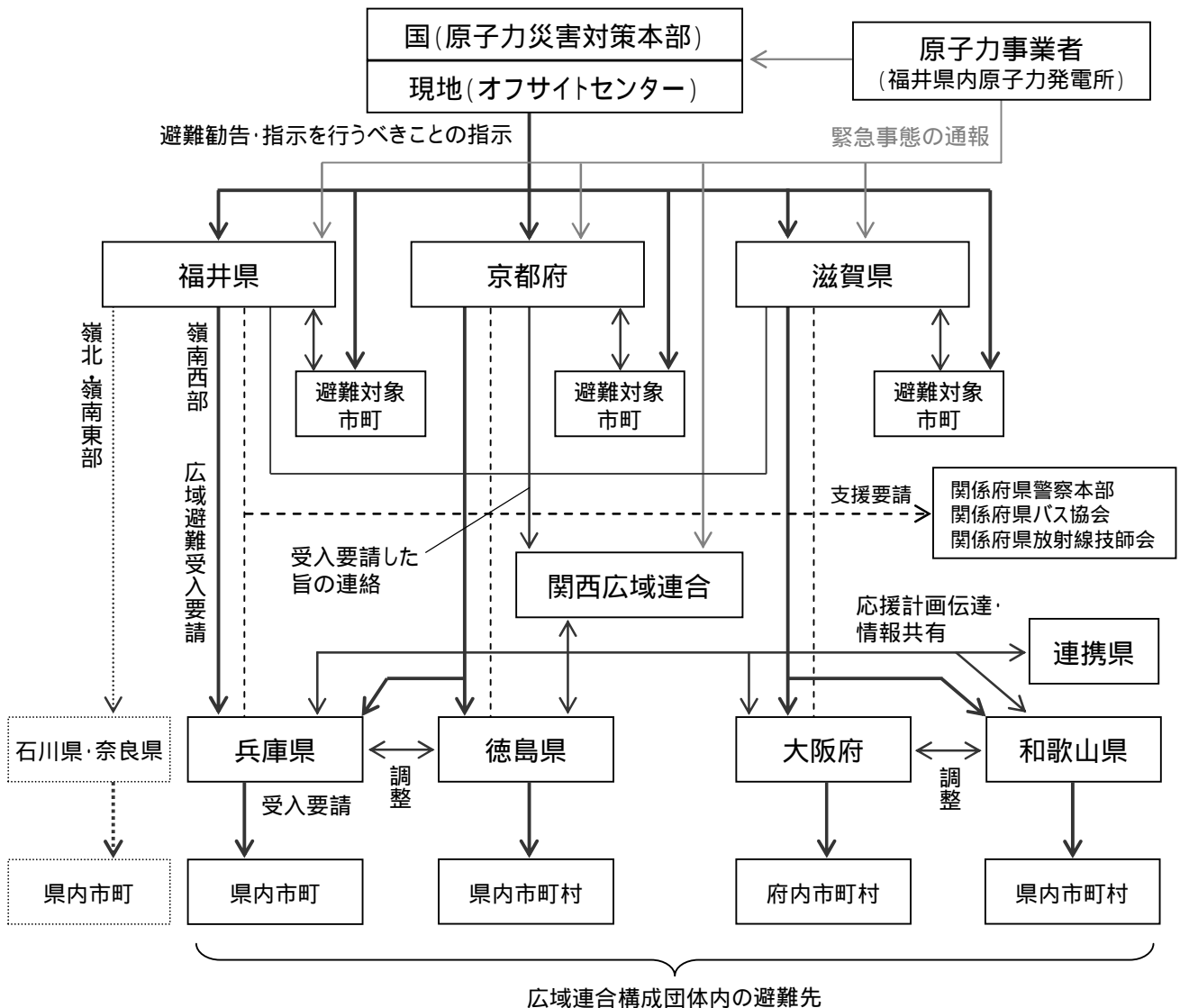
避難計画どおり避難できる場合

- ・ 広域連合は、避難元府県から避難計画で定める避難先府県へ避難する旨の連絡を受けたときは、構成団体・連携県と情報共有を図り、避難の実施に備える。

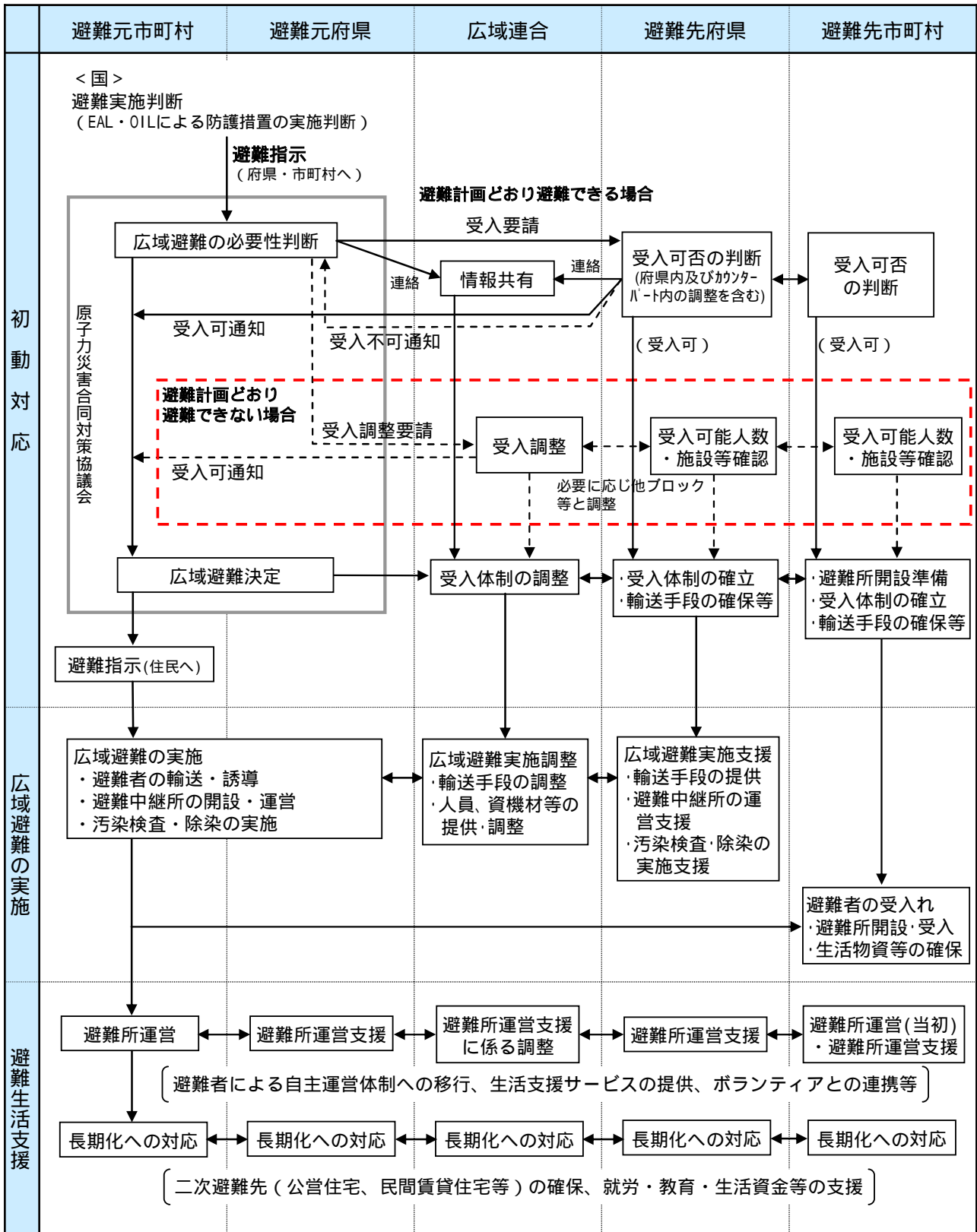
避難計画どおり避難できない場合

- ・ 広域連合は、(2) により避難元府県から広域避難の受入調整の要請を受けたときは、構成府県・連携県に受入可能人数・施設等を照会し、避難元府県その他の構成府県・連携県と調整の上、その結果に基づく受入れの割当てを各府県に伝達する。
- ・ 広域連合は、関西圏域内だけでは広域避難の受入れができない場合は、国、全国知事会、相互応援協定を締結している他ブロック等と調整を行う。

< 情報連絡系統図 >



< 広域避難調整・実施フロー >



広域避難の実施

1 避難手段

(1) 基本的な考え方

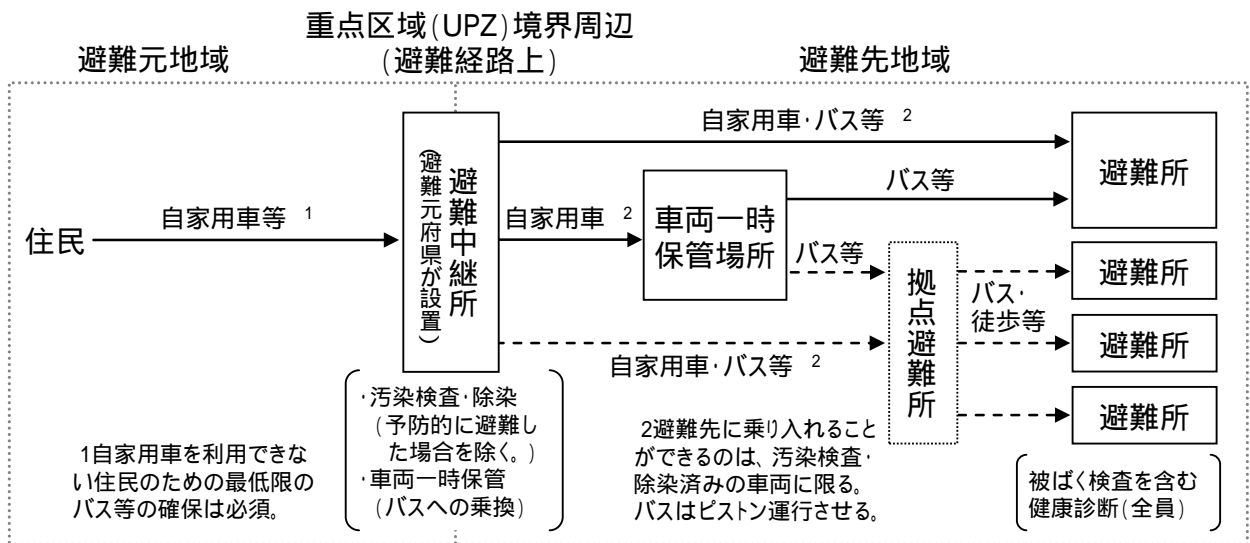
- ・ 避難対象区域の住民全体の迅速な避難を図るため、避難実施の判断基準の異なる PAZ・UPZ の区分その他地域の状況に応じて、バス等又は自家用車で避難する。
- ・ 避難車両が増えると、交通渋滞、交通事故、駐車場不足等により、円滑な避難に支障を来たすおそれがあるため、自家用車で避難する場合は、避難者は避難元府県・市町の指示に従い、極力地域で乗り合わせるよう努める。
- ・ 避難の経路及び時期が重複する場合の交通渋滞抑制策等について、関係府県相互に協議を行うとともに、内閣府、警察庁、道路管理者等の関係機関とも調整し、避難手段その他避難方法の整合を図るよう努める。

< 区域区分に応じた避難手段の基本的な考え方 >

区分	避難実施の判断基準	避難手段の基本的な考え方
PAZ (5km 圏)	EAL：原子力施設の状況に応じて避難（放射性物質放出前） ・ 施設敷地緊急事態で避難準備を指示 ・ 全面緊急事態で避難の即時実施を指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自家用車により迅速に避難する。 ・ 自家用車を利用できない住民の避難手段を最優先に確保するため、早い段階で府県内外のバスの手配や防災関係機関の車両等を確保する。
UPZ (30km 圏)	O1L：空間放射線量率に応じて避難（放射性物質放出後） ・ O1L2（20 μ Sv/h）超で 1 日以内を目途に避難対象区域を特定し、1 週間程度内の避難の実施を指示 ・ O1L1（500 μ Sv/h）超で数時間内を目途に避難対象区域を特定し、避難の実施を指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 距離区分に応じて地区単位で段階的な避難を行う。 ・ 段階的な避難を安全・確実に実施するため、集団で避難することを基本に、国及び関係府県は、避難に必要なバスの台数の確保に努める。併せて、自家用車をはじめ、鉄道、船舶、航空機その他利用可能な手段を状況に応じて選択し、又は組み合わせて利用できるよう多様な避難手段を確保する。 ・ O1L1 の場合は、地域によっては事前に計画したバス等の確保が間に合わないおそれがあるため、自家用車の乗り合わせ等により迅速に避難するとともに、自家用車を利用できない住民の避難手段を最優先に確保するよう努める。

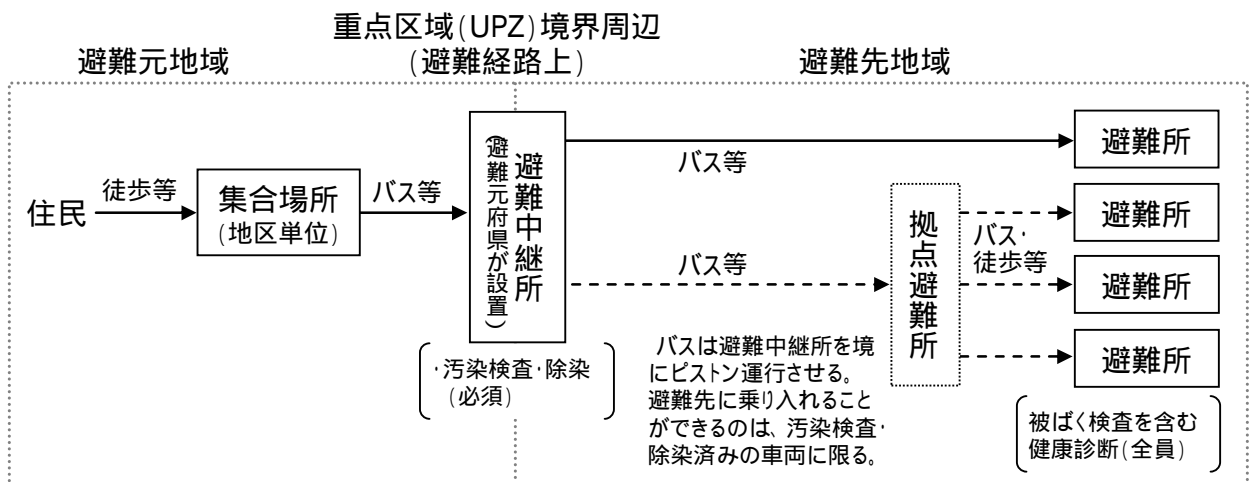
< 区域区分に応じた避難の基本的な流れ >

PAZ (5km 圏) の場合



- ・ 住民は、避難の指示に従い、極力乗り合わせて避難中継所に移動し、放射性物質放出前に予防的に避難した場合を除き、汚染検査及び除染を行った上で、避難中継所又は車両一時保管場所に車両を一時保管しバス等により乗り換えて(避難先に車両の保管場所をあらかじめ確保できている場合を除く。) 避難所又は拠点避難所に移動する。

UPZ (30km 圏) の場合 (OIL1 等の場合を除く。)



- ・ 住民は、避難の指示に従い、地区(小学校区等)単位に、あらかじめ定めた集合場所から避難元府県・市町が確保したバス等で避難中継所に移動し、汚染検査及び除染を行った上でバスを乗り換えて避難所又は拠点避難所に移動する。

(2) 自家用車避難の留意事項

- ・ 円滑な避難を実現するためには、避難車両数を抑制する必要があるとの認識の下、自家用車で避難する場合は、極力地域で乗り合わせる。
- ・ 避難先府県・市町は、自家用車による避難を計画する場合であっても、自家用車を利用できない住民のため、最低限のバス等の確保を計画する。
- ・ 避難元府県・市町は、自家用車による避難を計画する場合は、避難途上及び避難先における車両の保管場所について、あらかじめ避難途上及び避難先の府県・市町村と協

議する。

- ・ 避難元府県・市町は、自家用車による避難の抑制策を事前に検討し、地域で合意形成を図っておくことが望ましい。例えば、自家用車で避難する住民とそれに同乗する住民の組み合わせを地区単位に事前に決めておくといった取組が考えられる。
- ・ 避難先に乗入れることができるのは、次のいずれの要件も満たす自家用車に限る。
避難中継所での汚染検査及び除染の結果、基準以上の汚染のないことが確認できたこと。
避難元府県・市町と避難先府県・市町村が事前に協議の上、避難先に保管場所をあらかじめ確保できていること。
- ・ 汚染検査の結果、基準以上の汚染があるが除染が完了していない車両は避難中継所に、基準以上の汚染はないが避難先に保管場所をあらかじめ確保できていない車両は避難中継所又は車両一時保管場所に、それぞれ一時保管しバス等により乗り換えて避難する。
- ・ 避難中継所又は車両一時保管場所に一時保管した自家用車は、避難先での生活が落ち着き、避難先に保管場所を確保できた場合には、基準以上の汚染のないことを確認した上で、避難先に移動させることができる。

(3) 避難バスの確保

- ・ 段階的な避難を安全・確実に実施するため、集団で避難することを基本に、避難元府県は、国・避難先府県等の協力を得て、避難に必要なバスの台数の確保に努める。
- ・ 避難元府県、避難先府県、広域連合は、管内の府県バス協会との協定の締結等により、あらかじめ緊急輸送に関する協力体制を整備し、バスの確保を行う。
- ・ 避難元市町～避難中継所間のバスについては、原則として避難元府県・市町が確保する。避難中継所～避難先市町村間のバスについては、避難元府県ないしは避難先府県が確保する。各府県は、自府県内のバス事業者だけでは必要な台数を確保できないときは、広域連合にバス確保の調整を要請する。

(4) バス避難の場合の避難バスの運行

- ・ 迅速な避難の要請に応えるため、原則として、避難元市町～避難中継所間のバスはUPZ内又はその周辺に営業所を有するバス事業者、避難中継所～避難先市町村間のバスは避難元府県内ないしは避難先府県内に営業所を有するバス事業者、それぞれ運行を要請する。
- ・ 構成団体・連携県は、バス事業者から各災害対策本部、避難中継所等の拠点に運行管理者の派遣を求め、運行の管理に当たらせる。
- ・ バス事業者は、避難元府県等からの要請に基づき、車両及び運転手等を提供する。
- ・ バス事業者は、被ばく線量の管理の目安(一般公衆の被ばく線量限度である1mSv(実効線量)を基本とする。)を超えないよう運転手等を管理する。
- ・ 運転手等が管理の目安を超えて被ばくすることがないように、国又は避難元府県から、バス事業者に防護服や個人線量計等の装備を提供する。
- ・ 運転手等が管理の目安を超えて被ばくするおそれがあるなどバス事業者から必要な車両及び運転手等の提供を受けられない場合には、避難元府県は、国に代替手段の確保を求める。

- ・ バスについては、車両の汚染検査及び除染の手間を省くため、避難中継所を境にピストン運行させる。ただし、汚染検査の結果、基準以上の汚染のないことが確認できたバスについては、避難先に乗り入れることができる。
- ・ 広域連合は、構成府県及び連携県管内のバス事業者（府県バス協会会員事業者に限る。）の名称、営業所の所在地と連絡先、各営業所のバス車両台数について情報を入力し、関係府県間で共有する。

(5) その他

- ・ 避難元府県は、必要に応じ、災害対策基本法第 86 条の 14 に基づき、指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、被災者の運送を要請するほか、国、避難先府県、広域連合に対し、バス、鉄道、船舶等の確保の調整を要請する。

2 バス避難の場合の集合場所

- ・ バスによる広域避難は、地域コミュニティの単位を維持して円滑に避難を行うため、避難元市町があらかじめ定めた集合場所（小学校等）から行う。
- ・ 避難元市町は、避難勧告・指示を発令する場合は、対象地区の住民に対して速やかに広報を行うとともに、集合場所に職員を配置して運営に当たらせる。
- ・ 集合場所は、避難所、避難経路等と併せて、事前に住民に周知しておく。
- ・ 若年者は、放射性ヨウ素による甲状腺への内部被ばくの影響を受けやすいことから、在校中の児童・生徒、在園中の園児については、学校等の長の責任において、事態が悪化する前の早めの帰宅を指示するほか、その暇がない場合には、学校等から直接集団避難を行うことも想定しておく必要がある。UPZ 内の学校等は、避難元府県・市町の協力を得て、原子力災害発生時の避難計画を策定するよう努める。

3 避難経路

(1) 避難経路の原則

- ・ 避難の実施を指示された住民は、避難中継所を経由し、汚染検査及び除染を行った上で所定の避難所へ避難する。
- ・ バスで避難する場合も自家用車で避難する場合も、高速道路及び国道等の幹線道路を基本にあらかじめ設定した避難経路で避難する。

(2) 避難経路設定に当たっての留意点

- ・ 避難元府県・市町は、基本となる避難経路の設定と合わせて、避難経路の交通不能や交通渋滞に備えて、避難元地域の地理的状況、道路状況等を勘案し、あらかじめ代替経路を可能な限り複数設定する。
- ・ 避難経路の設定に当たっては、警察、道路管理者と協議するほか、避難経路上の府県・市町村の意見も聴取する。
- ・ 原子力災害発生時は、避難元府県・市町は、あらかじめ設定した複数の避難経路から、避難対象区域の範囲、道路状況、事態の進展等を勘案し、警察、道路管理者と協議の上、主たる避難経路を選定する。
- ・ 避難元・避難先マッチングに基づく主な避難経路の位置図は【参考 2】のとおり。

4 避難中継所

(1) 避難中継所の設置

- ・ 避難元府県は、避難経路上の府県、避難先府県等の協力（運営の委託を含む。）を得て、避難中継所（仮称。以下同じ。）を設置する。
- ・ 避難中継所は、避難者（車両、人及びその携行品を含む。以下同じ。）の汚染検査及び除染を行うほか、車両の一時保管、バスの乗り換え等の機能を担う場所とする。
- ・ 避難中継所は、汚染拡大防止の観点から、避難経路上の重点区域（UPZ）境界周辺に設置することを基本とする。
- ・ 避難中継所から先には、基準以上の汚染が確認された車両等を除染することなく通過させてはならない。
- ・ 避難中継所については、その機能を踏まえた場所の選定を行う必要がある。災害に柔軟に対応できるよう複数の候補地を選定することや、地理的条件によっては基本により難しい場合等も考えられることから、具体的な設置場所については、内閣府及び関係府県において協議するものとする。
- ・ 避難中継所では、避難者の汚染検査及び除染を行うのに必要なスペースを確保する。また、基準以上の汚染が検出された車両及び人等の除染を行うスペースを確保するとともに、除染が完了していない車両等の一時保管スペースを確保する。
- ・ 基準以上の汚染のないことが確認できた場合でも、避難先に保管場所をあらかじめ確保できていない自家用車については、7の車両一時保管場所ないしは、基準以上の汚染があるが除染が完了していない車両と分けて避難中継所に一時保管する。
- ・ 避難元府県は、避難中継所で十分なスペースを確保できない場合は、避難中継所のできる限り近傍に自家用車の一時保管スペースを設置する。

(2) 候補地の事前選定

- ・ 避難元府県は、事故時の状況により十分に放射線量のバックグラウンドの値が低い場所を選んで避難中継所を開設できるようにするため、十分な数の避難中継所の候補地をあらかじめ選定する。避難元府県外の候補地を選定する必要がある場合には、候補地の存する府県・市町村及び広域連合と協議する。
- ・ 避難中継所の候補地の選定に当たっては、以下の条件を可能な限り考慮する。
 - 車両及び人等の汚染検査及び除染を行うのに必要なスペースを確保できること。
 - できる限り近傍での確保も含め、自家用車の一時保管スペースを確保できること。また、基準以上の汚染のない車両の保管スペースと基準以上の汚染のある車両の保管スペースを分けて設置できる場所であること。
 - バス等への乗換場所ともなることから、大型バス等の大型車両の駐車、転回、行き交いができる空間を確保できること。
 - 車両及び人等の汚染検査及び除染を行うのに必要な設備を備えていること。
 - 避難者の休憩場所、トイレを確保できること。

5 汚染検査及び除染

(1) 基本的な考え方

- ・ 汚染拡大防止による避難の円滑な実施のため、避難元府県は、避難経路上の重点区域（UPZ）境界周辺に設置する避難中継所において、避難者の汚染検査及び除染を実施する。
- ・ 関係府県は、避難者が汚染検査及び除染を受けた後に円滑に避難先に避難できるよう相互に連携・協力する。
- ・ 基準以上の汚染が検出された車両の除染方法、十分な除染ができない場合の保管・管理方法等における具体的な解決策を含む基本的な考え方については、今後、国が基本方針を示す。内閣府及び関係府県は、当該基本方針をもとに具体的な対応を検討する。

（２）事前の体制整備

- ・ 避難元府県は、国のガイドラインに基づき、国、原子力事業者、関係府県等と連携して、汚染検査及び除染の実施体制（例：必要となる人員・責任者、必要となる資機材の種別・数量・配備場所（避難先府県等への貸与を含む。））を計画する。
- ・ 汚染検査で使用する主な資機材（ゲート型モニター、GMサーベイメータ等）については、災害発生時に必要な数量を速やかに確保できるよう、広域連合は、あらかじめ関西圏域全体での保有状況を把握し、関係府県と情報を共有する。
- ・ 避難元府県、避難先府県、広域連合は、あらかじめ国、原子力事業者等と協議し、汚染検査及び除染の実施に関して人員・資機材の協力を得る手順を整備する。
- ・ 避難元府県、避難先府県、広域連合は、汚染検査・除染の従事者として放射線技師その他医療関係者等の協力を得るため、関係機関・団体との協定の締結等により、あらかじめ協力要請の手順等を取り決めるとともに、平素から従事者の研修を実施し、人材育成を図る。
- ・ 放射線技師の協力を得るに当たっては各技師が勤務する病院等の理解を得る必要があることから、病院等に対し病院協会等を通じた事前の働きかけを行う。

（３）実施体制

- ・ 避難元府県は、広域避難を実施するときは、避難先府県、広域連合の協力を得て、事前に選定した候補地の中から十分に放射線量のバックグラウンドの値が低い場所を選んで避難中継所を開設し、あらかじめ計画した手順により、速やかに責任者その他人員・資機材を配備するとともに、状況に応じて避難中継所を増設する。
- ・ 原子力事業者は、汚染検査及び除染の実施に必要な人員・資機材を可能な限り提供するほか、汚染検査及び除染が円滑に行われるよう必要な支援を行う。
- ・ 国は、汚染検査及び除染の実施に必要な人員・資機材を提供するほか、専門的・技術的助言を行うとともに、あらかじめ確保している人員・資機材が不足する場合には、これらを速やかに全国から調達して提供するなど、事故の状況、事態の進展等に応じて必要な支援を行う。

（４）実施方法

- ・ 避難者の汚染検査及び除染は、国が定める標準的な実施方法等により、避難元府県が避難先府県等の協力（業務の委託を含む。）を得て実施する。
- ・ 避難者を避難中継所に長時間滞留させることのないよう、汚染検査及び除染は次のよ

うな方法により効率的に実施する。

- 放射性物質が原子力事業所外に放出される前に予防的に避難した避難者については、避難中継所に到着するまで放射性物質の放出がなく基準以上の汚染がないと合理的に判断できる場合には、汚染検査を省略することができる。
- ゲート型モニターが利用可能な場合は、ゲート型モニターにより汚染検査を行う。ゲート型モニターにより 0IL4 を超える汚染が検出された場合にはGMサーベイメータにより汚染箇所を特定して除染を行う。
- 自家用車・バス等の車両で避難した場合は、以下による。
 - ア) まず車両の汚染検査を行い、車両に 0IL4 を超える汚染が検出されない場合は、その乗員及び携行品も同様とみなす。
 - イ) 車両に 0IL4 を超える汚染が検出された場合は、乗員のうち同様の避難行動を行った集団ごとに代表者に対して汚染検査を行い、代表者に 0IL4 を超える汚染が検出されない場合は、その集団全員及び携行品も同様とみなす。
 - ウ) 代表者に 0IL4 を超える汚染が検出された場合は、その集団の他の乗員全員及び携行品に対して汚染検査を行う。

(5) 汚染検査済証の発行及び記録票の作成

- ・ 広域避難を円滑に実施するため、避難元府県は、汚染検査・除染の結果、基準以上の汚染のないことが確認できた者について汚染検査済証を発行するとともに、汚染検査・除染に関する記録票を作成し、適切に保管するよう努める。
- ・ 放射性物質が原子力事業所外に放出される前に予防的に避難した避難者であって、(4)により汚染検査を省略した者には、合理的な理由により汚染検査を省略した旨を記した汚染検査済証の発行等を検討する。
- ・ 避難元市町は、汚染拡大防止及び避難先での円滑な受入れのため、避難時は必ず避難中継所を経由し、汚染検査済証を受け取った上で所定の避難所へ避難するよう、あらかじめ住民に周知するよう努める。
- ・ 汚染検査済証の発行、記録票の作成等の具体的な手順・様式等については、国の対応方針が示されていないことから、今後の検討課題とする。

6 車両一時保管場所

- ・ 汚染検査及び除染の結果、基準以上の汚染のないことが確認できた自家用車であっても、避難先に保管場所をあらかじめ確保できていない場合には、避難中継所に一時保管するほか、避難先府県・市町村が避難元府県・市町と連携して避難先府県内に設置する車両一時保管場所に一時保管する。
- ・ 車両一時保管場所から避難所又は拠点避難所への移動手段については、避難先府県・市町村が協力して手配・案内する。
- ・ 避難先府県・市町村は、必要に応じて円滑に車両一時保管場所を設置できるよう、あらかじめ候補地の選定を行うよう努めるものとする。

避難所と避難者支援

1 避難所

(1) 避難所の設置

- ・ 避難所は災害対策基本法第 86 条の 9 第 5 項に基づき、避難先市町村が設置する。
災害対策基本法第 86 条の 9 第 5 項において、広域一時滞在の協議を受けた市町村長は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れること、この場合において、受け入れた被災住民に対し避難所を提供しなければならないこととされている。

(2) 避難所の指定

- ・ 災害対策基本法第 49 条の 7 に基づき、市町村長は、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しておく。
- ・ 指定避難所は、発災時には当該地域の大多数の住民が避難することを想定し、平常時から事前に必要数を指定しておくことが適当とされている。また、指定避難所は、すべて広域一時滞在の用に供する避難所にもなりうるものであるとされている。
- ・ 以上の趣旨を踏まえ、市町村は、指定避難所が広域一時滞在の用に供する避難所にもなりうることについて、事前に管理（所有）者の理解を得ておくことが望ましい。

(3) 拠点避難所の設置

- ・ 避難先市町村は、避難者の受入れを行うほか、最終的な避難所への振り分けを行う場所として、必要に応じて大規模施設に拠点避難所を開設することができる（拠点避難所の開設は必須ではない。）。
- ・ 拠点避難所から最終的な避難所への移動手段については、避難先府県の協力を得て、避難先市町村が手配する。
- ・ 避難先市町村は、広域避難計画において避難所の名称と所在地を定める。拠点避難所を開設する場合は、拠点避難所の名称と所在地を定めるほか、できる限り最終的な避難所の名称と所在地についても定める。

(4) 避難所の開設期間

- ・ 避難所の開設期間は、原子力災害の特性に配慮し、目安として 2 ヶ月を上限とする。
- ・ 避難所の開設期間は、国の基準では「災害発生の日から 7 日以内」であり、7 日以内の閉鎖が困難なときは、事前に厚生労働大臣へ協議し必要最小限度の期間を延長することができる。上述の「目安として 2 ヶ月を上限」は、期間延長が必要な場合でも、一定の区切りとして 2 ヶ月を目安に避難所を閉鎖すべき旨を示したものである。
- ・ 特に小中学校等の教育施設を避難所としている場合は、教育への影響に配慮し、速やかに二次避難先を確保し、避難所の早期解消を図る。

(5) 旅館・ホテル等の取扱い

- ・ 避難所は公共施設等を活用して開設するのが原則であるが、避難所が不足する場合や高齢者等の利用に配慮した避難所が必要な場合等には、公的な宿泊施設や民間の旅館・ホテル等を借り上げて避難所とすることも可能であり、積極的な活用が望まれる。

- ・ 旅館・ホテル等については、以下の活用方法が考えられる。
 - ア) 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等の利用に配慮した避難所
 - イ) 周辺の避難所入所者のための入浴施設
 - ウ) 公共施設等での避難生活が長引く場合の休養・リフレッシュ用の一時滞在施設
 - エ) 二次避難先

2 避難者支援

(1) 避難所の運営

基本的な考え方

- ・ 避難開始当初は、避難元市町は住民の送り出し等に全力を挙げなければならないため、広域避難先の避難所運営を行うのは事実上困難と考えられることから、避難先市町村が避難所運営において積極的な役割を担うものとする。
- ・ 原子力災害の場合は、広域避難先の市町村は、通常の行政サービスを行いながら被災者支援を行うこととなるため、避難所運営体制には限界がある。このため、避難所開設当初の避難先市町村主導の運営から、避難元市町による運営へ、さらには避難者による自主運営へと運営体制を順次切替えていく必要がある。
- ・ 避難所運営体制の移行は、避難先市町村から避難元市町に引継ぎ、次いで避難元市町から避難者に引継ぐ場合と、避難元市町と協力して避難先市町村から直接避難者に引継ぐ場合が考えられる。いずれにしても各避難所には避難元市町職員が常駐するか、担当者を決めて高い密度で巡回する等、避難元市町の密接な関与が不可欠である。

< 広域避難における避難先市町村の避難所運営に係る役割例 >

時期	役割	摘要
初動期	避難所の開設・施設管理	施設管理者が実施。
	開設当初の避難所運営	当初3日間を目安に避難先市町村が主導。避難元市町による運営、避難者による自主運営に順次切替え。
	仮設トイレの設置	避難所の設備状況や避難者数に応じて手配。
応急対応期	生活物資の調達・配布	避難先府県と連携して実施。不足する場合は広域連合に広域調整を要請。
	罹災証明の発行	必要に応じ避難元市役所・町役場と連携して実施。
	生活支援情報サービスの提供	

避難所運営に必要な人員・物資の確保

- ・ 避難元府県・市町と避難先府県・市町村は、あらかじめ協議して避難所運営の役割分担を定め、それに見合った人員の動員体制や物資の確保手順を整備する。
 - ・ 避難所の施設管理は、避難所の運営体制に関わらず、施設管理者が継続して行う。
 - ・ 避難所運営に必要な人員・物資は、避難元・避難先の府県・市町村が協力して確保し、不足する場合は、広域連合を通じ、関西府県・市町村に協力を要請する。広域連合を通じた人員・物資の確保手順は、関西広域応援・受援実施要綱で示したとおり。
- #### 生活支援サービスの提供
- ・ 避難先では、避難者の誰もが適切な生活支援サービスを受けられるよう、避難元と避

難先の府県・市町村間で、また、避難先の府県・市町村間で情報共有を図るとともに、国に対し財源の手当ても含めた包括的な支援メニューの整備を働きかける。

- ・ 避難元府県・市町は、避難先府県・市町村、国その他関係機関・団体の協力を得て、避難期間が長期に及ぶ場合の就労のあっせんや住まいの確保、さらには移住も含め、避難者のニーズにきめ細かく対応した支援を行う。

(2) 被ばく検査を含む健康診断の実施

- ・ 避難中継所における汚染検査で 0IL4 を超える汚染が検出されなかった避難者も含め、避難者各人の健康管理のための被ばく検査を含む健康診断の実施については、国の対応方針が示されていないことから、今後の検討課題とする。

(3) 二次避難への移行

基本的な考え方

- ・ 原子力災害の場合は、原子力施設の状況や放射性物質の放出による地域の汚染状況により、避難元府県内に早期に戻れないおそれがある。避難者の避難生活の安定確保と避難所を提供する避難先市町村の負担の軽減を図るため、避難の長期化に備えた二次避難先の確保が必要となる。
- ・ 避難元府県・市町は、可能な限り早期に二次避難先への移行を進める。特に小中学校等の教育施設を避難所としている場合は、教育への影響に配慮し、その早期解消を図るため、速やかに二次避難先を確保する。

二次避難先の確保

- ・ 避難先府県は、避難元府県の要請に応じ、管内市町村と連携し、避難先府県内での二次避難先の確保に協力する。なお、避難元府県・市町は、状況に応じて可能な限り、避難元府県内で二次避難先を確保する。
- ・ 避難元府県・市町は、避難先府県・市町村の協力を得て、二次避難先の確保に当たり必要となる避難者数及び世帯数の把握、各避難世帯の意向把握に努める。
- ・ 二次避難先としては、公営住宅（UR を含む）、民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅（みなし仮設）、国・地方公共団体の職員官舎を確保し、それでもなお不足する場合に、応急仮設住宅を整備する。
- ・ 公営住宅、みなし仮設、職員官舎、応急仮設住宅整備用地の確保を円滑に進めるため、広域連合あらかじめ構成団体・連携県と協議し、これらの確保に係る広域調整の手順を検討するほか、関係する事業者団体との協力関係の構築に努める。
- ・ 二次避難先への移行を円滑に進めるため、当面必要となる家電製品等の生活用品の確保（無償提供等）について、国、日本赤十字社、経済団体等に協力を求める。

旅館・ホテル等を二次避難先とする場合の取扱い

- ・ 応急仮設住宅の供与期間は原則 2 年以内とされているが、こうした長期間にわたり、本来営業の用に供する旅館・ホテル等を災害対応の用に供するのは適当でないと考えられることから、旅館・ホテル等を二次避難先とする場合は、あらかじめ事業者と協議して、利用期間を定めておくことが望ましい。

3 他ブロック等への応援要請

- ・ 関西圏域内だけでは、避難元府県が必要とする避難先や避難の受入れに必要な人員・資機材等の確保が困難な場合は、国、全国知事会、他ブロック等に応援要請を行う。

< 関西圏域と他ブロック等との主な相互応援協定 >

協定等名称	締結日	相手方	内容
関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定	H23.10.31	九州地方知事会（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県の9県）	関西広域連合及び九州地方知事会の構成府県による相互応援
全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定及び同協定実施細目	H24.5.18	全国都道府県 ブロック間応援（加（支援） ブロック：近畿 中部圏）等	全国知事会の調整の下に行われる広域応援
関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定	H26.3.6	九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）	関西広域連合及び九都県市の構成都府県市による相互応援

4 費用負担

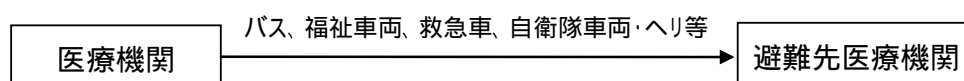
- ・ 原子力災害に係る広域避難の受入れその他被災者支援に係る費用については、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年6月17日法律第147号）、原子力事業者による賠償、災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）のいずれかにより補償されるものであり、原則として、最終的に避難先府県・市町村の負担とはならない。
- ・ 本来、原子力災害対応に係る費用は、原子力事業者又は国が負担すべきものである。ことから、引き続き、国に対し、原子力事業者への求償方法の具体化や災害救助法の適用による国による費用負担のあり方の具体化を求める。

避難行動要支援者の広域避難

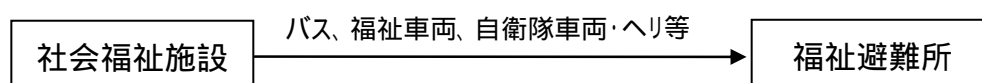
(1) 基本的な考え方

- ・ 避難行動要支援者については、避難行動自体がリスクとなる可能性を考慮し、移動の困難性やリスクの程度など各人の特性を踏まえた避難計画を策定する必要がある。
- ・ 今後、災害対策基本法及び内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、市町村が災害全般に対応する要支援者の個別避難計画の策定に取り組むこととなるので、これに合わせて、原子力災害の特性を踏まえ、広域避難先の調整、移送手段の確保等について、広域連合として支援を行っていく。
- ・ なお、想定される要支援者の広域避難パターンは次のとおり。要支援者の特性に応じて、迅速な避難の実施、移動のリスクの軽減の双方の観点から、広域避難先の調整、移送手段の確保など十分な準備を行う必要がある。
- ・ 避難手段については、特殊な車両が必要となるなど、府県・市町村による確保には限界があるため、自衛隊その他国の防災関係機関による移送を含めて検討する。

a) 医療機関等入院患者

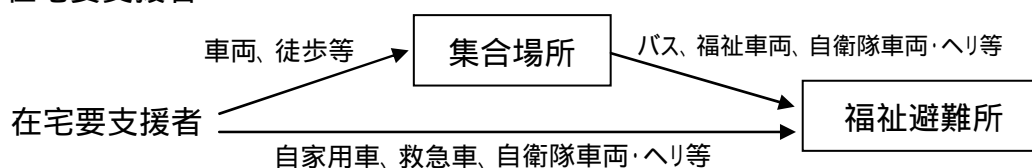


b) 社会福祉施設入所者・通所者



社会福祉施設通所者については、時間的に余裕のない場合等を除き、避難準備情報等が発出された段階で通所施設から帰宅し、避難指示の発令後、自宅等からの避難を行う。

c) 在宅要支援者



介助する家族等がいるかどうかで異なる扱いを検討する必要がある。

心身の状況により社会福祉施設等への緊急入所や医療機関への入院等の措置が必要な在宅要支援者については、当該措置を講じる。

(2) 避難行動要支援者情報の共有

- ・ 避難元府県・市町の要請により、避難先府県・市町村はあらかじめ避難行動要支援者の避難先の確保を調整する。調整に当たっては、避難行動要支援者情報の共有が不可欠であるため、災害対策基本法第4章第3節（避難行動要支援者名簿の作成等）の規定に基づき、必要な情報共有を行う。

おわりに

- 1 避難元府県・市町による広域避難計画の策定
 - ・ 避難元府県・市町は、避難先府県・市町村と連携し、本ガイドライン等を踏まえ、住民等の具体的な避難方法を定めた広域避難計画を策定する。
 - ・ 避難元府県・市町は、住民等が広域避難計画の内容を理解し、災害発生時に円滑に避難できるよう、広域避難計画に関するパンフレットの配布、説明会の開催、訓練の実施等により、住民等への周知徹底を図るよう努める。
- 2 避難先府県・市町村による地域防災計画の改定
 - ・ 避難先府県・市町村は、円滑な避難の受入れが可能となるよう、地域防災計画を改定し、広域避難の受入体制（避難所の運営体制、職員の動員体制等）を整備する。
 - ・ なお、広域避難（広域一時滞在）は、原子力災害に限らず、南海トラフ巨大地震など大規模広域の自然災害の対策としても重要であるため、本ガイドラインの取りまとめと時機を合わせて、関西府県・市町村が足並みを揃えて、地域防災計画に広域一時滞在の実施及び受入れに関する規定を導入することが望ましい【参考3】。
- 3 計画の実効性確保
 - ・ 本ガイドライン及びこれを踏まえた地域防災計画、広域避難計画等の実効性を確保するため、広域連合は関係府県と連携し、関係機関との協定の締結等により災害対応体制の充実を図る。
 - ・ 広域連合は、平時から関係府県・市町村と連携して情報交換、研修及び広域避難訓練等を実施するとともに、その結果をもとに本ガイドラインの検証を行う。
 - ・ 避難手段の確保、汚染検査・除染の実施体制の整備、避難行動要支援者の避難手段の確保等については、これまでから国に対応を求めてきたところであり、国、関係府県等の連携により進めていく必要がある。
 - ・ 平成26年度には、内閣府が関係府県及び広域連合の協力を得て、福井エリアにおける広域的な避難時間推計を実施することとなっているため、その成果を本ガイドラインの検証に活用する。
- 4 市役所・町役場機能の移転
 - ・ 避難対象区域に市役所・町役場が含まれる可能性があるため、市役所・町役場機能の移転先の確保等について、今後の検討課題とする。
- 5 本ガイドラインの随時更新
 - ・ 広域連合は、国の原子力災害対策指針の改定、広域避難訓練等の実施を通じた検証、その他国内外の原子力災害対策の取組等により新たな知見が得られた場合には、必要に応じて本ガイドラインの更新、内容の充実を図るものとする。

避難元・避難先マッチング（避難所レベル）

<目次>

総括表	30
1 福井県	
（1）小浜市	32
（2）高浜町	36
（3）おおい町	38
（4）若狭町	40
2 滋賀県	
（1）長浜市	43
（2）高島市	48
3 京都府	
（1）福知山市	53
（2）舞鶴市	54
（3）綾部市	67
（4）宮津市	70
（5）南丹市	74
（6）京丹波町	76
（7）伊根町	77

総括表

(単位:人)

避難元府県	避難元市町	対象人口	避難先			
			府県	地域・市町村	受入人数	
福井県 66,977	小浜市	31,131	兵庫県 (4市5町)	但馬	豊岡市	3,235
					養父市	1,240
					朝来市	1,277
					香美町	791
					新温泉町	599
				中播磨	姫路市	22,067
	高浜町	10,999	兵庫県 (2市1町)	阪神北	宝塚市	6,952
					三田市	3,296
					猪名川町	751
	おおい町	8,728	兵庫県 (2市)	阪神北	伊丹市	4,577
					川西市	4,151
	若狭町	16,119	兵庫県 (7市1町)	丹波	篠山市	1,648
					丹波市	2,533
				北播磨	西脇市	1,840
三木市					3,377	
小野市					2,122	
加西市					1,989	
加東市					1,894	
多可町					716	
滋賀県 57,714	長浜市	27,640	大阪府 (19市6町1村)	大阪市	6,173	
				泉北	堺市	5,595
					和泉市	1,222
					高石市	337
					泉大津市	607
					忠岡町	75
				中河内	八尾市	1,889
					東大阪市	3,308
					柏原市	484
				南河内	松原市	912
					藤井寺市	334
					羽曳野市	838
					河内長野市	785
					富田林市	758
					大阪狭山市	423
					太子町	158
					河南町	102
					千早赤阪村	128
				泉南	岸和田市	1,218
					泉佐野市	467
					貝塚市	531
泉南市	376					
阪南市	391					
熊取町	367					
田尻町	49					
岬町	113					

避難元府県	避難元市町	対象人口	避難先			
			府県	地域・市町村	受入人数	
滋賀県	高島市	30,074	大阪府 (15市3町)	大阪市 (再掲)		11,805
				豊能	豊能町	143
					能勢町	54
					池田市	604
					豊中市	2,274
					箕面市	1,061
				三島	吹田市	1,966
					高槻市	2,214
					茨木市	1,694
					島本町	185
				北河内	摂津市	654
					枚方市	2,531
					守口市	882
					門真市	719
寝屋川市	1,581					
			大東市	825		
			四條畷市	393		
			交野市	489		
			和歌山県	予備枠		
京都府 128,106	福知山市	555	兵庫県 (1町)	西播磨 上郡町	555	
	舞鶴市	88,864	兵庫県 (4市)	神戸市		36,598
				阪神南	尼崎市	16,207
					西宮市	17,237
	淡路	淡路市	1,828			
	綾部市	9,277	徳島県 (1市2町)	鳴門市		16,994
				松茂町		
				北島町		
	宮津市	20,205	兵庫県 (4市2町)	西播磨	相生市	1,104
					赤穂市	1,751
					宍粟市	1,605
					たつの市	2,962
					太子町	1,257
	佐用町	598				
南丹市	4,195	兵庫県 (3市)	東播磨	明石市	9,132	
				加古川市	8,199	
				高砂市	2,874	
京丹波町	3,451	兵庫県 (2市)	淡路	洲本市	2,037	
				南あわじ市	2,158	
伊根町	1,559	兵庫県 (1市)	阪神南	芦屋市	3,451	
				徳島県	予備枠	稲美町
			播磨町			800
計	(8市5町)	252,797			252,797	

避難元府県名		福井県						避難元		集合場所		主な避難経路		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先					
市町名	地区名1			地区名2			名称	所在地			名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所		避難所				
	小学校区	世帯数	人口	大字・町名	世帯数	人口									名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地	
若狭町	みそみ	810	2,428	倉見	51	166	166						三木市				吉川町公民館	三木市吉川町殿畑144			
				白屋	69	230	326				三木コミュニティスポーツセンター	三木市加佐572									
				成願寺	32	96					細川町公民館	三木市細川町豊地55-1									
				上野	44	151	151				中央公民館	三木市本町2-2-10									
				能登野	118	339	339				勤労者福祉センター(サンライフ三木)	三木市福井1933-12									
				横渡	109	293	293				三木南交流センター	三木市福井2484-9									
				井崎	103	354	354				吉川総合公園	三木市吉川町西奥									
				高岸	106	204	204				別所町公民館	三木市別所町西道田1-10									
				石屋	92	310	310				市民活動センター(福祉会館)	三木市末広1-6-46									
				田上	43	147	147				志染町公民館	三木市志染町井上173									
				東黒田	43	138	138				吉川町公民館	三木市吉川町吉安246									
				めいりん 明倫	290	949	相田	95	329	329										三木市	
	藤井	94	301				301				緑が丘公民館	三木市緑が丘町中3-38									
	北前川	101	319				319				青山公民館	三木市志染町青山3-15-2									
	みかた 三方	775	2,426	北前川	94	266							兵庫県	加東市	滝野総合公園体育館	加東市河高4007	やしろ国際学習塾	加東市上三草1175			
				佐古	35	144	778														
				田名	23	64															
				向笠	92	304															
	みかた 三方	775	2,426	鳥浜	247	826	826						篠山市	四季の森生涯学習センター西館	篠山市網掛429	篠山総合スポーツセンター	篠山市郡家451-4				
				館川	53	168	168				B&G海洋センター	篠山市日置385-1									
				三方	231	654	654				四季の森生涯学習センター西館	篠山市網掛429									
	あま 気山	299	941	古川	14	29							丹波市				山南農業者等体育施設	丹波市山南町谷川1180			
				市	49	163	244				山南B&G海洋センター体育	丹波市山南町野坂297									
				中山	14	52					春日体育センター	丹波市春日町黒井496-2									
中村				53	160	160															
寺谷				16	55	227															
切迫				16	46																
寺	40	126																			
上瀬	97	310	310										柏原住民センター	丹波市柏原町柏原5528							

【参考1】避難元・避難先の全体像

- ・いずれの避難元府県・市町とも、事故発生施設の位置や事故時の風向き等に応じて柔軟な対応ができるよう複数の避難先の確保を計画している。
- ・このうち、関西広域連合では、福井県内4市町及び滋賀県内2市の第2避難先と、京都府内7市町の西方向の避難先の調整を行っている（網掛け部）。

避難元			区分(:PAZ含む :UPZ含む)				UPZ内人口 (人)	避難先の考え方	
府県名	地域名	市町名	敦賀	美浜	大飯	高浜			
福井県	嶺北	福井市					1,400	敦賀、美浜、大飯、高浜で事故発生 状況に応じた柔軟な対応ができるよう複数の の避難先を確保(避難方向は考慮しない。) 第1避難先:避難先A(県内) 第2避難先:避難先B(県外)	
		鯖江市					68,900		
		越前市					84,500		
		池田町					3,100		
		南越前町					11,600		
		越前町					23,600		
	嶺南 (東部)	敦賀市					68,300		
		美浜町					10,400		
		嶺南 (西部)	若狭町						16,100
			小浜市						31,100
おおい町						8,700			
高浜町						11,000			
滋賀県		長浜市					27,600	敦賀、美浜で事故発生 状況に応じた柔軟な対応ができるよう複数の の避難先を確保(避難方向は考慮しない。) 第1避難先:避難先A(県内) 第2避難先:避難先B(県外)	
		高島市					30,000	敦賀、美浜、大飯、高浜で事故発生 状況に応じた柔軟な対応ができるよう複数の の避難先を確保(避難方向は考慮しない。) 第1避難先:避難先A(県内) 第2避難先:避難先B(県外)	
京都府		京都市					300	大飯、高浜で事故発生 南方向に避難する場合:避難先A(府内) 西方向に避難する場合:避難先B(府外)	
		舞鶴市					89,000		
		南丹市					4,200		
		京丹波町					3,500		
		綾部市					9,300		
		福知山市					600		
		宮津市					20,300		
		伊根町					1,600		

(計 525,100)
 (網掛け部計 253,000)

避難先A(府県内)	避難先B(府県外)		備考
市町名	府県名	市町名	
福井市内		(なし)	
坂井市、勝山市	石川県	加賀市	
坂井市、あわら市	石川県	小松市、能美市	
大野市		(なし)	
永平寺町		(なし)	
坂井市		(なし)	
福井市、小浜市	奈良県	奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市	
おおい町、大野市		(なし)	
鯖江市、越前市	兵庫県	丹波(篠山市、丹波市)、北播磨(西脇市、小野市、三木市、加西市、加東市、多可町)	
越前町		但馬(豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町)、中播磨(姫路市、市川町、福崎町、神河町)	
敦賀市		阪神北(伊丹市、川西市)	
敦賀市		阪神北(宝塚市、三田市、猪名川町)	
草津市、甲賀市、東近江市	大阪府	大阪市(一部)、堺市、泉北(和泉市、高石市、泉大津市、忠岡町)、中河内(八尾市、東大阪市、柏原市)、南河内(松原市、藤井寺市、羽曳野市、河内長野市、富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村)、泉南(岸和田市、泉佐野市、貝塚市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町)	<ul style="list-style-type: none"> ・第1避難先が受入困難な状況の場合、第2避難先に避難 ・避難先Bの予備枠を和歌山県内で確保 ・第3避難先として中部等他区域も検討
大津市、草津市		大阪市(一部)、豊能(豊能町、能勢町、池田市、豊中市、箕面市)、三島(吹田市、高槻市、茨木市、島本町、摂津市)、北河内(枚方市、守口市、門真市、寝屋川市、大東市、四條畷市、交野市)	
京都市内		(なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難先Bの予備枠を徳島県内で確保
京都市、宇治市、城陽市、向日市	兵庫県	神戸市、阪神南(尼崎市、西宮市)、淡路(淡路市)	
	徳島県	鳴門市、松茂町、北島町	
南丹市内	兵庫県	淡路(洲本市、南あわじ市)	
京丹波町内		阪神南(芦屋市)	
亀岡市、福知山市		西播磨(相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、佐用町)	
福知山市内		西播磨(上郡町)	
長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市		東播磨(明石市、加古川市、高砂市)	
精華町		東播磨(稲美町、播磨町)	

【参考2】主な避難経路（避難元市町別）

広域的な原子力災害に関するWG（福井エリア）の資料をもとに作成

